

第3回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成27年5月28日(木) 10時00分～11時40分

場所 電力広域的運営推進機関(神保町ビル)

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・第4回の開催日時について、会場調整の上改めて連絡する。(事務局) ★
- ・スイッチング支援システムに関するルール、小売事業者間のスイッチング業務に関するルールは送配電等業務指針に規定する。(事務局)
- ・全面自由化にあたり、広域機関が定めるとした部分以外の部分の扱いを検討する。(エネ庁) ★
- ・指針に記載する内容、文案を作成する。(事務局) ★
- ・お客様番号の定義、付与の義務化等を検討する。(事務局) ★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3)

■「開催スケジュール」について

・事務局より今後の予定を説明。

第4回の開催について、同じ会議室の確保ができない状況。予定の日時開催の場合、翌日開催の場合含め調整の上、改めて連絡する。(事務局回答) ★

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

・事務局より、第2回での指摘箇所の修正を中心に説明。特に質疑等はなし。

ルールの案文は順次作成し、6月の実務者会議から提示していく。

3. スイッチングに関するルールの建付け(資料4)

・事務局よりスイッチングに関するルールの建付け検討結果を説明。

・スイッチング支援システム利用に関するルール、小売事業者間のスイッチング業務に関するルールは【送配電等業務指針】に規定する。

・小売電気事業者・一般送配電事業者間の情報連携ルールは【標準規格】として定める。

■質疑等

・託送約款との関係はどうなるのか。様々な場所に規定が書かれ業務運営が滞ることの無いよう、託送約款とのリンクを分かりやすくしていただきたい。

→託送約款と送配電等業務指針のどちらにどのように書き込んでいくかは難しい課題となっている。電力会社とも調整してなるべく分かりやすい形とする。(事務局回答)

・指導勧告について、送配電事業者についての記載はないが別で書かれるのか。

→業務規程100条第1項の7に規定される「電気供給事業者」は小売電気事業者に限らず、送配電事業者も含まれる。(事務局回答)

・広域機関のルールがどう規定され、法との区分けなど・全体の俯瞰ができないため、持ち帰り内容確認の上、質問させて

いただきたい。

・低圧の新築以外のものを対象としているのがシステムだが、現状でシステムに入っていない箇所のルールを②の小売事業者間ルールとして規定するのか。今後システムの対象業務が増えた場合に、ルールが追加されていくのか。

→低圧のスイッチングについてルールを書く以上、新設や高圧も書くのが筋だが、今まで全く議論されていないものを広域機関の一存で書くことはできない。指針に書くならば、実務者会議の場でルールを議論した上で書くことになる。

(事務局回答)

・業務規程第12章に基づいているならば、送配電等業務指針に書くのはシステム利用に関する業務のみではないか。システム対象外の業務について、議論した上で指針に書くというのは違うのではないか。

→指針に書くべきか否かは今後の調整事項だが、指針に書けないと断言はできない。(事務局回答)

・スイッチング支援システムで対象外となっているもの、特に新築の件について、今の状況では一旦一般電力事業者に供給してもらった後に切替とならざるを得ないと思われる。おそらく紙に残るとは思うが、どのように整理していくのか、どういう制度でどういうルールで建付けのかをこの場ではないかもしれないが議論する必要があるのではないか。

→新增設を対象外としたのは、各地域で電気工事組合含め様々な運用をしてきた経緯があり、ルール化に伴い統一化をするのが難しい。どういう運用になるかは各電気事業者に問い合わせる形としたい。

・全面自由化をするにあたり、低圧のスイッチングについてはこの場で議論しているようにルール化を進めているが、それ以外の部分について、広域機関で定めるとした部分から抜け落ちたものについて、どのようにしていくのかエネ庁に持ち帰り検討いただきたい。システム化するところだけルール化をするのか。

→議論の場としてどこが適切かも含め、持ち帰り検討する。(エネ庁) ★

・資料中の情報検索業務に関する操作仕様や託送異動業務に関する操作仕様は、検討スケジュールに記載のない項目だが、今後開示時期含め示されるのか。

→今後ルールを定めていく中で、外出しとする内容があればそちらに規定するという意図で資料は示している。

(事務局回答)

・内容が決まった段階で外部インターフェース仕様に影響するようなことはあるか。

→外部インターフェース仕様に影響するような内容を規定するものではない。(事務局回答)

・操作仕様として書かれる内容を見れば、業務フローに落とし込めるような内容を想定しているのか。

→どこまで詳しい内容が記載するかは検討中だが、用語定義の共通化や業務の全体像が把握できるようなものを想定している。(事務局回答)

⇒いつでも提示する予定か。

→内容のfixは上期中を予定、案の提示は順次させていただき議論をさせていただく。(事務局回答) ★

⇒できるだけ早く提示していただきたい。

4. ワンストップ廃止取次ルール(案) (資料5)

・事務局より修正点、追記点を中心に説明。

■ 質疑等

・本人確認の必須項目として、需要家の住所が入ったが半角全角等違いなどで、最終的に焦点が合っていないとの議論があったと思うが、どういう整理となったのか。なかなか特定までたどり着かないのではないか。

→システム上厳密に半角全角のチェックはなく、システムとして住所がっているか否かは判断しない。

⇒この必須項目はシステム上登録しておいた内容と相違ないことを確認するために必要な情報として挙げていると認識している。小売事業者が本人確認のために活用することを想定している。

・現小売事業者のお客様番号について、例えば今の一般送配電ならばお客様番号がすべて付与されているが、今後小売事業者によっては、お客様番号ではなく契約番号となる可能性はないか。ルールを決めていく上で、必ずお客様番号を付与すると規定しておく必要はないか。

→資料に記載したお客様番号は、お客様を管理するための番号という意図である。

お客様番号に限る必要はないと考える。(事務局回答)

・お客様を管理する番号の名称を統一する必要はないか。

・お客様番号と契約番号の両方がある場合も考えられる。お客様からもらう情報なので、お客様番号として定義した方がよいのではないか。

→要検討事項とする。(事務局回答) ★

・お客様番号 1 つに対し、複数の供給地点がありスイッチング対象を特定できない場合はどうするか。

→供給地点特定番号で、お客様番号が複数供給地点を含んだ場合でも特定できないか。

・スイッチングに際し送配電事業者への託送申込みの時、NG が返ってくると思うがマッチングができない以外のエラーが返ってくることはあるか。

→単純なケースでは、申込内容に不足がある場合などが想定される。それ以外は現時点では想定しづらいのではないか。

・5 ページ目のケースについて、旧小売から不利益事項の詳細説明を受けて需要家がやはりスイッチングをしない、とした場合、旧小売はどうするのか。

→需要家自身がやらないと判断したのであれば、需要家が新小売にスイッチングをしない意志を示すべきである。

⇒需要家が意志を示さなかった場合、スイッチングの申込はどうなるのか。申込は宙に浮いてしまうのか。

→旧小売はよほどのことが無い限り廃止取次に NG を返さないの、需要家が新小売へスイッチングを取りやめる意思を示さなければ、処理が進みマッチングされることとなる。需要家の問合せのタイミングによっては、すでにマッチングされている場合も考えられる。

○次回は 6/11 (木) 10:00~ ないしは 6/12 (金) 開催予定。

日時・場所については調整の上別途事務局より連絡する。

以 上